

分離課税に係る所得等のある人は、「特別区民税・都民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

Header form containing personal information: 渋谷区長殿, 1月1日現在の住所, 町丁目番号, 個人番号(マイナンバー), フリガナ, 氏名, 電話番号, 業種又は職業, 提出年月日, 現住所, 生年月日, 明・大昭・平・令, 世帯主の氏名, 続柄.

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Main tax calculation form with sections: 13 社会保険料控除, 15 生命保険料控除, 16 地震保険料控除, 17-19 寡婦控除, ひとり親控除, 勤労学生控除, 20 障害者控除, 21-22 配偶者控除, 23 扶養控除, 16歳未満の扶養親族 (控除対象外).

別居の扶養親族等がある場合には、裏面 [12] に氏名および住所を記入してください。 扶養控除額の合計 万円

26 雑損控除 (証明書要添付), 27 医療費控除 (医療費控除明細書(または医療費のお知らせ)要添付)

●点線より下は記入しないでください。 特定:H13.1.2~H17.1.1 老人:S29.1.1以前 年少:H20.1.2~R5.12.31 医セ 明細書・領収書 別保管口/返送口

Table with columns for 扶養 (控配, 同配, 特扶, 老親, 老扶, その他, 内障, 特障, 普障, 年少), 専従者 (配(61), 他(62)), 生保控除額 (113), 地保控除額 (116).

Income and Deduction Summary Table: 1 収入金額等, 2 所得金額, 4 所得から差し引かれる金額. Includes categories like 事業 (営業等, 農業), 不動産, 利子, 配当, 給与, 公的年金等, 雑 (業務, その他), 総合譲渡 (短期, 長期), 一時, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 寡婦, ひとり親控除, 勤労学生・障害者控除, 配偶者(特別)控除, 扶養控除, 基礎控除, 雑損控除, 医療費控除.

地方税法附則第4条の4の規定の適用(セルフメディケーション税制、スイッチOTC薬控除)を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の特別区民税・都民税の納税方法 (55)

納税方法選択: 給与から差引き(特別徴収) (1) 自分で納付(普通徴収) (2)

【個人番号】欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

納税情報入力欄: 宛名番号 37, 身元確認 (個, 免, 他), 番号確認 (個, 通, 他), 窓口確認, 点検, 入力.

裏面にも記載する欄があります。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

Table with columns: 月, 日, 給, 勤務日数, 月収. Includes summary rows for 賞与等, 合計, and 法人番号または所在地.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 支払者の「名称」及び「法人番号または所在地」等, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 支払者の「名称」及び「法人番号または所在地」等, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a row for 国外株式等に係る外国所得税額.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with columns: 種目, 支払者の「名称」及び「法人番号または所在地」等, 収入金額, 必要経費.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with columns: 総合譲渡 (短期, 長期, 一時), 収入金額, 必要経費, 差引金額(収入金額 - 必要経費), 特別控除額, 所得金額(差引金額 - 特別控除額).

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右の二の金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

Table for recording business family members with columns for name, birth date, and amount.

13 事業税に関する事項

Table for recording business taxes with columns for non-taxable income, business asset loss, and business opening/closing.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for recording non-resident family members with columns for name, address, and support status.

※国外に居住している人を扶養している場合は証明書添付

14 寄附金に関する事項 (証明書・領収書添付)

Table for recording donations with columns for recipient and amount.

15 所得金額調整控除に関する事項

Table for recording income adjustment deductions with columns for name, address, and disability status.

16 前年中所得がなかった人の記入欄

Form for recording individuals with no income in the previous year, including fields for residence, name, school, and insurance.

申告書に添付する書類

申告書を印刷後、下記の書類を添付した上で提出してください。

必要書類		確認欄
個人番号（マイナンバー）確認書類 と 身元確認書類		
1	個人番号（マイナンバー）確認書類 【いずれか1点】 マイナンバーカード（裏面）／マイナンバーの記載がある住民票の写し／通知カード（※） （※）通知カードは、記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きされている場合に限り ります。	
2	身元確認書類 【いずれか1点】 マイナンバーカード（表面）／運転免許証／旅券（パスポート）／在留カード／身体障害者手帳等 【いずれか2点】 国民健康保険証、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、年金手帳、資格証明書（写真なし）、母子健康手帳、住民票の写し（マイナンバー記載なし）、納税通知書等	

申告内容に応じて以下の書類の添付が必要です。

必要書類		確認欄
収入・所得に係る書類		
1	給与及び年金の源泉徴収票の写し ※ 添付にご協力をお願いします。 <u>なお、住宅借入金等特別控除の適用がある人は、給与の源泉徴収票の写しを必ず添付してください。</u>	
所得控除に係る書類		
1	社会保険料控除に係る書類 国民年金保険料または国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合のみ、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書等 給与所得者が既に年末調整でこの控除を受けていて、源泉徴収票の添付がある場合は不要です。	
2	小規模企業共済等掛金控除に係る書類 支払額証明書 給与所得者が既に年末調整でこの控除を受けていて、源泉徴収票の添付がある場合は不要です。	
3	生命保険料控除に係る書類 支払額証明書 給与所得者が既に年末調整でこの控除を受けていて、源泉徴収票の添付がある場合は不要です。	
4	地震保険料控除に係る書類 支払額証明書 給与所得者が既に年末調整でこの控除を受けていて、源泉徴収票の添付がある場合は不要です。	

必要書類		確認欄
所得控除に係る書類		
5	<p>勤労学生控除に係る書類</p> <p>専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている人は、その学校や法人から交付される証明書</p> <p>給与所得者が既に年末調整でこの控除を受けていて、源泉徴収票の添付がある場合は不要です。</p>	
6	<p>配偶者控除、扶養控除に係る書類</p> <p>日本国外に居住する親族の場合は、親族関係書類及び送金関係書類の添付が必要となります。</p> <p>令和6年度から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族は以下のいずれかに該当する場合のみ、扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学により非居住者となった人※1 ・障害者※2 ・その居住者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人※3 <p>※1 「外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証書類の写し」または「在留カードに相当する書類の写し（留学ビザなど）」の添付または提示が必要です。</p> <p>※2 障害者控除の要件に従います</p> <p>※3 親族ごとに、その年において送金した合計金額と、その金額を「送金関係書類」により明らかにできるかを事前に確認したうえで申告してください。</p> <p>※ 年齢29歳以下または70歳以上の国外居住親族については本条件の適用はありません。</p> <p>※ 配偶者については、扶養控除の適用対象となる扶養親族に含まれないため、本条件はありません。</p> <p>●親族関係書類（国外居住親族が居住者の親族であることを証する、次の①または②のどちらかの書類）</p> <p>①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及び、国外居住親族の旅券（パスポート）の写し</p> <p>②外国政府または外国の地方公共団体が発行した国外居住親族の氏名、生年月日、住所の記載がある書類（戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等）</p> <p>●送金関係書類（居住者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにする、次の①または②のどちらかの書類）</p> <p>①金融機関の書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類</p> <p>②いわゆるクレジットカードの発行会社の書類またはその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したことなどにより、その商品などの購入などの代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、または受領することとなることを明らかにする書類</p> <p>※ いずれの書類も、外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。</p> <p>給与所得者が既に年末調整でこの控除を受けていて、源泉徴収票の添付がある場合は不要です。</p>	

7	雑損控除に係る書類 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書等	
8	医療費控除に係る書類 ① 医療費控除の明細書 ※ 病院や薬局で発行される領収書や診療明細書の添付では控除は受けられません。 ② 医療保険者から交付された医療費通知（医療費のお知らせ） ※ 医療保険者（健康保険組合等）から交付を受けた医療費通知を添付することにより、明細書の添付を省略することができます。ただし、記載されている受診内容が一部のみの場合は、医療費控除の明細書の別途作成が必要となります。	
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の場合 セルフメディケーション税制の明細書	
9	寄附金税額控除に係る書類 寄附した団体等から交付された寄附金の受領証等	

本人確認書類（写）添付台紙

※原本を貼ることのないようにご注意ください。

フリガナ 氏名	
------------	--

の り し ろ

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードの「表面」及び「裏面」の写しを貼ってください。



「表面」



「裏面」

（総務省ホームページより引用）

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

「①個人番号（マイナンバー）確認書類」の写しと「②身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

①個人番号（マイナンバー）確認書類

マイナンバーの記載がある住民票の写し、
通知カード（※）など

（※）通知カードは、記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続されている場合に限り
ます。



②身元確認書類

【いずれか1点】

運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、
身体障害者手帳など

【いずれか2点】

国民健康保険証、健康保険証、後期高齢者医療
被保険者証、介護保険証、年金手帳、資格証明
書（写真なし）、母子健康手帳、住民票の写し
（マイナンバー記載なし）、納税通知書など